随意契約理由書

１　案 件 名 称

令和８年度校務支援システムにおける「大阪市小学校学力経年調査結果」運用保守業務委託

２　契 約 相 手 方

日本電気株式会社　関西支社

３　随意契約理由

大阪市小学校学力経年調査（以下「経年調査」という。）の主な目的として、「児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析する」があり、その目的達成のため、児童一人一人のこれまでの経年調査の結果及びこれに基づく分析内容を校務支援システム用に加工したうえで、同システムに掲載し全教員が日常的に使用している。

同システムについては、上記２の事業者が開発したものであり、学校運営支援センター給与・システム担当にて発注し令和８年４月１日付け契約の「校務支援システム運用保守業務委託」により、システムの運用保守業務を２の事業者が請け負っている。本件は、同システムを用いて経年調査を行う上で必要となる同システムの運用保守を委託するものであることから、上記既契約の業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。そのため、２の事業者と随意契約を締結する。

４　根 拠 法 令　　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

５　担 当 部 署　　指導部教育活動支援担当（電話：０６－６２０８－９１８２）

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度淀川区東三国六丁目における建設工事に伴う東三国６丁目所在遺跡発掘調査業務委託

2　契約の相手方

公益財団法人大阪府文化財センター

3　随意契約理由

本業務は大阪市教育委員会事務局総務部による学校校舎建築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査である。

埋蔵文化財は、国民共有の財産であるとともに、地域の歴史と文化を形成する歴史遺産として、後世に継承していくべきものであり、その保存が適切に行われるよう努める必要がある。

また、発掘調査は、「行政措置の一部として行われるもの」であり「可能な限り地方公共団体等が調査主体となって実施することが望ましい」とされている。さらには、「調査組織の質」「発掘調査の質及び適正性」「調査組織及び調査の適切な監理」の確保を必須の要件とされている（平成 20 年３月 31 日文化庁『今後の埋蔵文化財体制のあり方について（報告）』）。

これを踏まえ、大阪府教育委員会からは、開発事業等にかかる記録保存のための発掘調査は、「教育委員会等公的機関において実施することを基本とする」としている（「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」）。

府通知で示す公的機関とは、教育委員会を除くと、地方公共団体によって設立された外郭団体を指す。

本市が発注する埋蔵文化財発掘調査業務は、他都市に比べて調査規模が大きい点や、都市部に遺跡が所在し、近代・近世の都市遺跡から、古墳・弥生時代等の集落の遺跡まで、複数の時代の遺跡が同地点で重層的に存在し、精密な調査が必要となる点などの特徴がある。そのため大規模な調査に対応でき、複数の時代の遺跡に精通し、複雑な遺跡を適切に調査できる技術的なノウハウが不可欠である。

今般、調査規模が大きく、都市部における複数の時代の遺跡が調査対象となる外郭団体を調査したところ、大阪府の外郭団体である公益財団法人大阪府文化財センター（以下「同センター」という。）を含め、複数の団体が該当した。それらの団体は、当該団体が所在する自治体における調査事業を実施するものとして設立されていることが定款に示されているため、同センターを除き、そもそも本業務を実施することはできないことが確認された。

同センターは、昭和 47 年より府下の文化財の調査研究と保存を行うことを目的として発足

した団体で、府下の遺跡調査を実施することが定款にうたわれている。

同センターは、技術的ノウハウを有した外郭団体（一般財団法人大阪市文化財協会）のスキルや職員の継承等もあり、市域での発掘調査の経験も有し、府市の外郭団体整理のなかでも同協会が行ってきた発掘調査については同センターが実施することとされている。

これらのことから同センターは、当該事業を実施することができる唯一の団体となるため、当該事業者と特名随意契約を締結するものである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２ 第１項第２号適用

5　担当部署

教育委員会事務局 総務部 文化財保護課（電話番号 06-6208-9069）